

## 熊本県監査委員公告第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和5年（2023年）6月15日及び7月10日に熊本県病院局の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年（2023年）8月4日

熊本県監査委員	藤井一恵
同	竹中潮
同	緒方勇二
同	橋口海平

### 1 監査対象期間

令和4年度（2022年度）

### 2 監査の主眼

財務に関する事務の執行及び行政に関する事務の執行について、熊本県監査基準に準拠し、合規性、正確性をはじめ経済性、効率性及び有効性の観点の主眼として監査を実施した。

### 3 監査の結果

財務に関する事務の執行及び行政に関する事務の執行については、監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおり、おおむね適正と認められた。

なお、報告公表すべき指摘事項等はなかった。